

仙台市校長会生徒指導研修会(H.23. 11. 24)

小学校の生徒指導上の課題

～課題の解決と『提要』作成のねらい～

学校法人樟蔭学園常任理事

大阪樟蔭女子大学前学長・大阪市立大学名誉教授

森田洋司

I 『生徒指導提要』作成の背景

生徒指導のバイブル(基本書)の29年ぶりの改訂

- **1965年(昭和40年)3月** 生徒指導資料集第1集「生徒指導の手引き」の刊行
- 生徒を取り巻く社会状況の変化や2度にわたる教育課程の基準の改定
- **1981年(昭和56年)9月** 「生徒指導の手引き」(改訂版)の刊行
(主として生徒指導と教育課程、学校における生徒指導体制、青少年非行の現状と原因などについて所要の改訂を行う)
- この間の社会の変化にもかかわらず、小学校～高校段階までの生徒指導の理論・考え方・実際の指導方法等について時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書が存在しない
- **2010年3月** その基本書としての「生徒指導提要」を刊行、市販に供する
- **2011年6月** 提要で課題とされた教員の資質の向上に資するため、「生徒指導に関する教員研修の在り方について」(報告書)を取りまとめる

一連の改訂作業における問題意識

- I 従来の学校教育と生徒指導の枠組みで捉えきれない課題、対応できない課題、新たに社会問題化した問題の出現
 - ①従来からの問題行動・教育課題への対応のあり方の見直し
社会性・コミュニケーション能力、規範意識や自律性、自立性の低下、問題行動の多様化・複雑化への対応、家庭・地域の教育力の低下など
 - ②特別支援教育を含む新たな個別問題(虐待、ネットいじめ、性に関する課題など)への対応
- II 対症療法的対応だけでなく、より根本的な指導と対応の必要性
Ex. イギリスの犯罪政策(Less Law More Order)や日本の新たな犯罪政策(市民参加型犯罪予防)
- III 日本社会ならびに子どもたちの将来にわたる自己実現と進路への展望を拓き、新たな社会の地平を見据える作業が必要
→ 「教育振興基本計画」と一連の教育改革の流れを汲み、現代日本社会の状況を踏まえた改訂作業

『提要』から読み取れる問題意識

日本社会は、今、社会のあり方の大きな転換点を迎えている。その変化を踏まえ、これからの生徒指導を展望するという視点に立つと、以下のような問題が設定されてこよう

- ①これからの日本社会の新たな社会モデルとは
- ②そこにおける教育の育成像とは
- ③生徒指導のこれまでの育成目標であり人間像である「自己指導力」「自己決定力」で充分なのか
- ④小学校からの生徒指導の一層の充実・整備

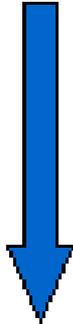
① これからの日本社会の新たな社会モデルと

その社会の形成者としての資質の育成

「福祉国家」の変容と求められる新たなシティズンシップ

福祉国家の構成員としてさまざまなサービスを**受ける権利**

福祉国家の
変容・解体



「社会の**構成員としての責任**」と
「**権利**」とが対になった概念へと
変化

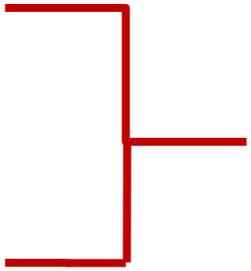
「市民」としての**社会的な実践力**が
必要



担い手をどう育成して
いくかが、
学校教育や子育て、
地域や社会の課題

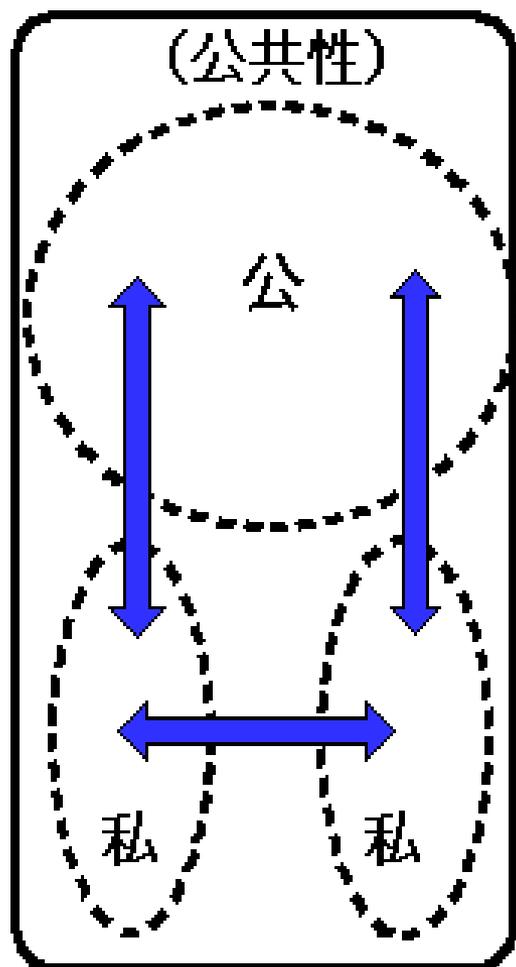
タテのガバナンス → ヨコのガバナンスへ

「新たな公共」と新たな中間集団の再構築による
新たな社会モデルの形成への模索の時代

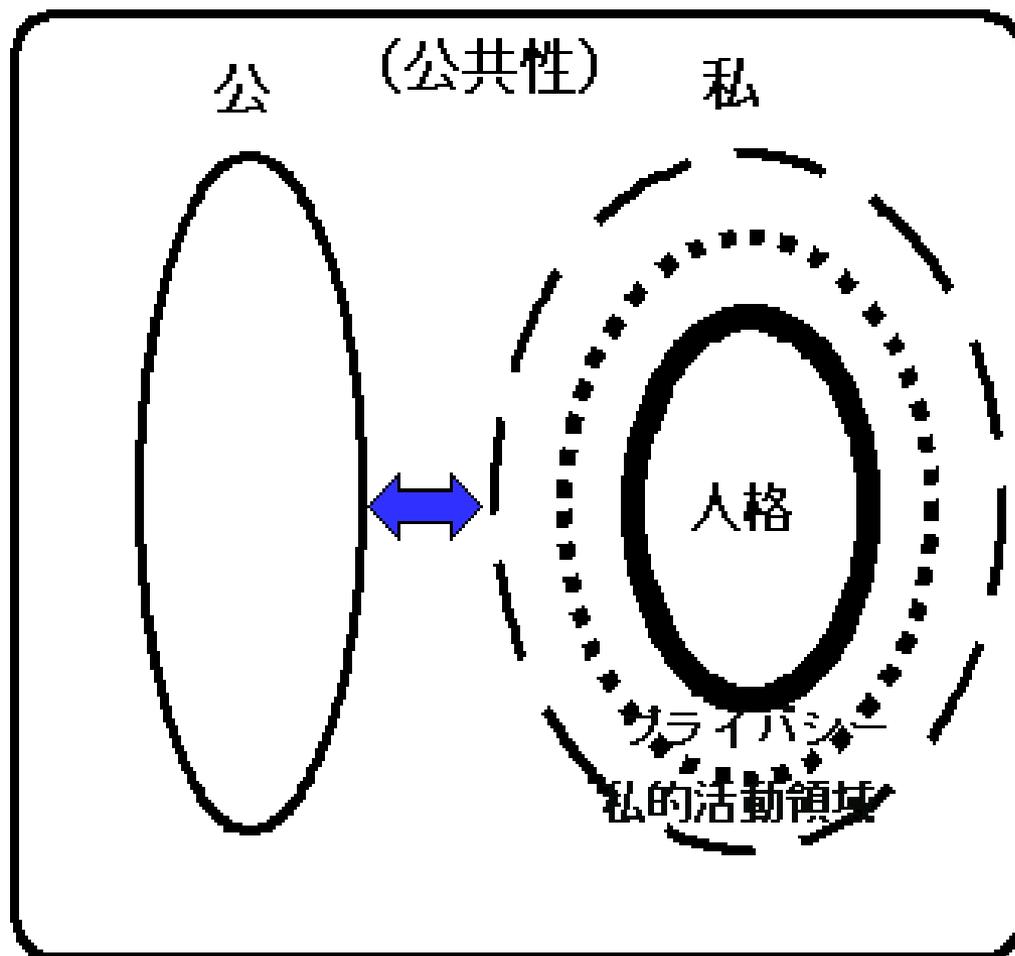
- ・ 市民の役割
 - ・ 官の役割
 - ・ 市民性教育の役割が重要となる
- 新たな「公」/「民」
- 

求められる「新たな公共」

タテのガバナンス



ヨコのガバナンス



② これからの教育の育成像と
生徒指導

一連の教育改革を踏まえての『提要』の取りまとめ

①「教育基本法」(平成18年改正)

第1条 「公教育としての学校教育の目的」

「人格の完成」と「社会の形成者の育成」

②「学校教育法」(平成19年改正)

第二十一条の第一

学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協働の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

③「新学指導要領」(平成20年告示)

生徒指導とは

一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的な資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である

『生徒指導提要』1頁より

問題に対応する(課題解決的・予防的)生徒指導と 育てる(成長を促す開発的)生徒指導

対象

一部の児童生徒

すべての児童生徒

指導

課題解決的な指導

予防的な指導

成長を促す指導

ねらい

深刻な問題行動や
悩みを抱え、それに
適切に対処できない
ような特別に支援を
必要とする事態に対
応した指導

深刻な問題に発展
しないように、初期
段階で諸課題を解
決することをねらい
とした指導

個性を伸ばすことや
自身の成長に対する
意欲を高めることを
ねらいとした指導

児童生徒理解、実態把握、課題と改善策の共通理解

学校教育における生徒指導の位置づけ

- 「生徒指導」は、「学習指導」とならんで学校教育の車の両輪 →→ 「一体化」

「生きる力」を培い

「確かな学力」を支える生徒指導

- 教科を含めた**全ての活動**にわたる
- 教員**全員**が生徒指導担当

Ⅱ 小学校の生徒指導の大切さ

小学校の生徒指導上の課題

- 予防的指導・成長を促す指導に全校で取り組む基盤の弱さ
- 問題が起これば学級担任が指導、適切な役割分担の弱さ
- 生徒指導体制の確立や教職員の共通理解の不十分さ
- 居場所づくり・人間関係づくり・社会的スキルの獲得が必要な児童の増加
- 規範意識が低く、指導に反発する児童(保護者)の増加
- 関係機関等[教育関係、福祉関係、司法・警察関係、専門家、地域自治会、NPO等、その他]とのかかわりの弱さ

校内の役割分担と連携による生徒指導体制の構築

- 生徒指導を効果的に進めるには、学校全体での取り組みの推進が必要
- そのためには、コーディネーターの存在が不可欠→生徒指導主担当者
- 生徒指導のすべての役割を主担当者1人で果たそうとすることは困難。できていないことや不十分なところが生じる。問題・課題への対応や指導では、「おまかせ意識」が醸成される。成長を促す生徒指導の基盤が構築できず、学校の活力や教育力がそがれる
- 小学校では、教頭、生徒指導主任等、教務主任、保健主事、養護教諭等が分担して担うことが現実的かつ有効→その中心が生徒指導主担当者
- 学校の規模と実情によって、誰が生徒指導主担当者を担い、その他の先生はどのような役割を担うのかは異なる
- いずれの場合であっても、連絡・調整は「生徒指導主担当者」が担うべき
- 組織的な包括的指導体制の構築と教育目標・生徒指導目標の継続には「中核的なリーダー」の養成・研修が必須

求められる共通理解と合意形成

- 取組計画の策定とその明確化・具体化

「学校教育目標」→「生徒指導重点目標」→「目指す児童の姿」(具体的な指導基準と計画表)
: 短期、中・長期 / 教職員の行動 / 取組終了の具体的な基準
→ 学校、家庭、地域へ / 関係機関等との連携

- 周知徹底

「みんなでかかわること」を教職員全員で再確認し、「必ずしなければならないこと」を確認する児童だけでなく、保護者や地域にたいしても、説得力のある内容や明示方法等を工夫・検討し取組を周知したり協力依頼する。その際、できるかぎり保護者や地域の意見なども取り入れる

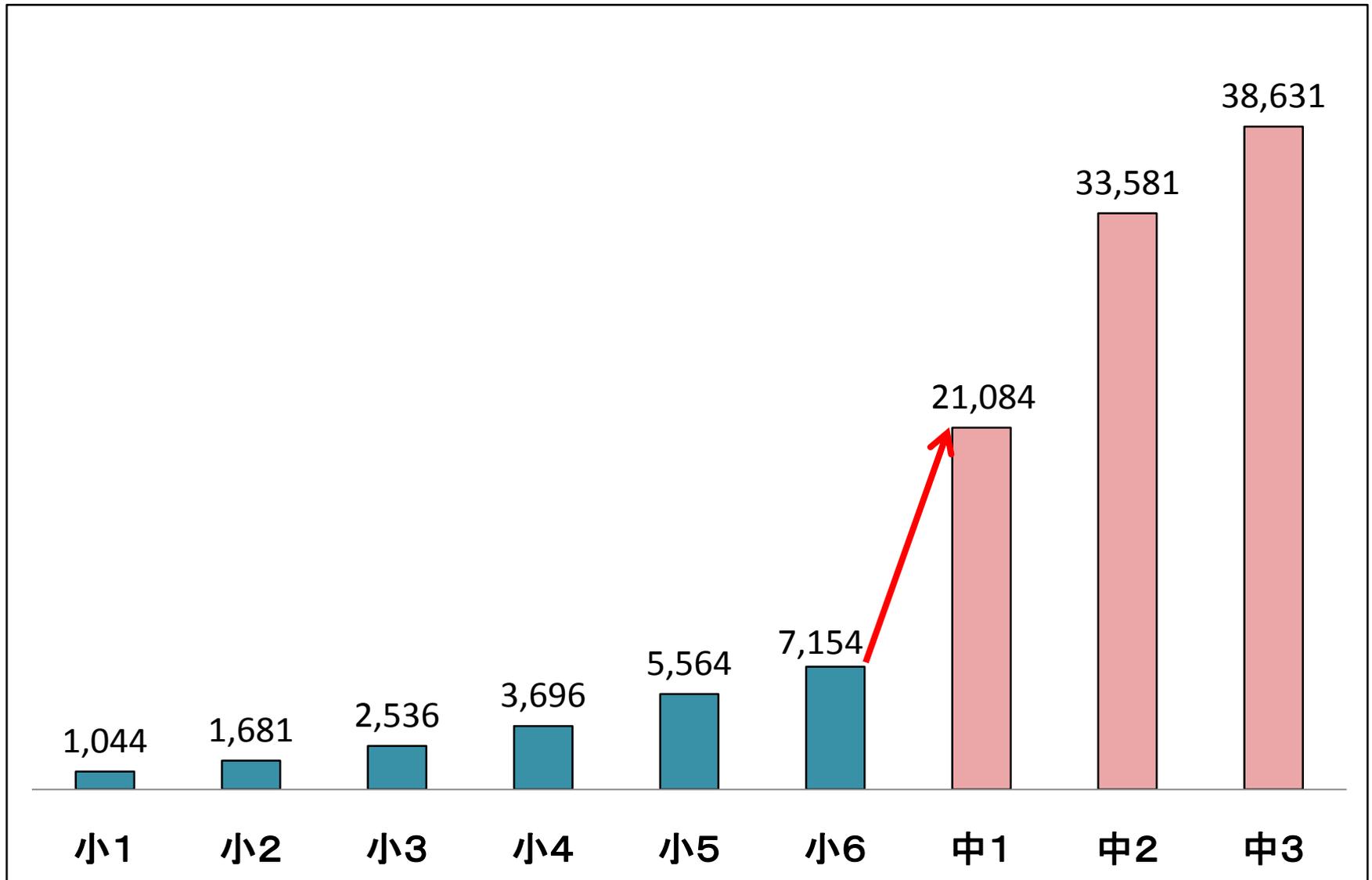
- 役割連携

取組を偏りなく充実させるためには、役割の相互補完という考え方が大切

生徒指導担当者のみですべてをこなせる場合であっても、後継者の育成や学校としての継続的な取組を重視するためにも、仕事を分担することが必要。

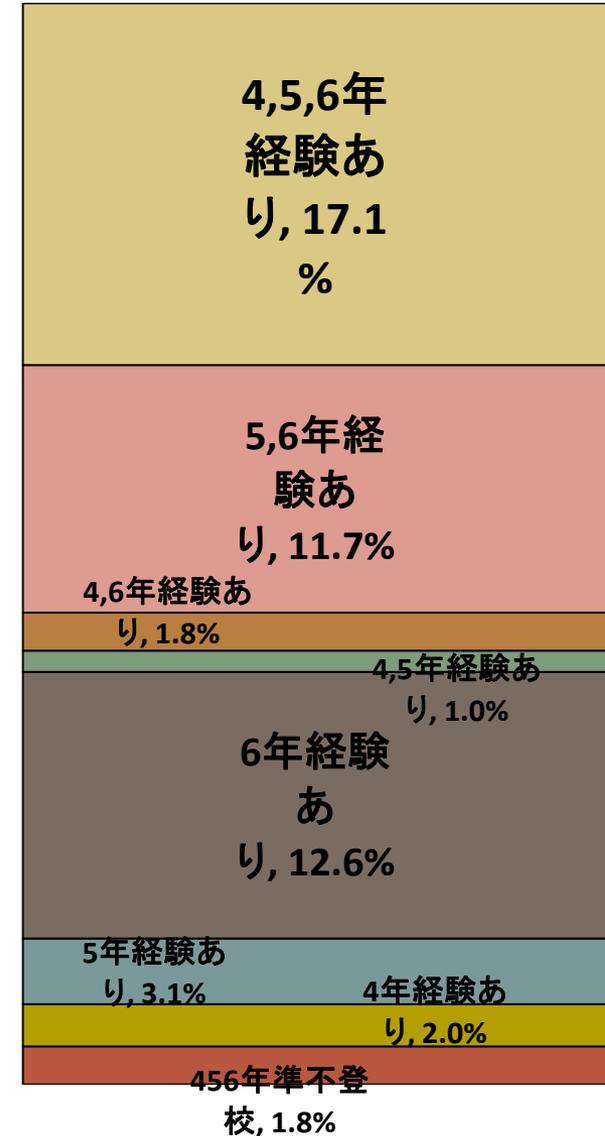
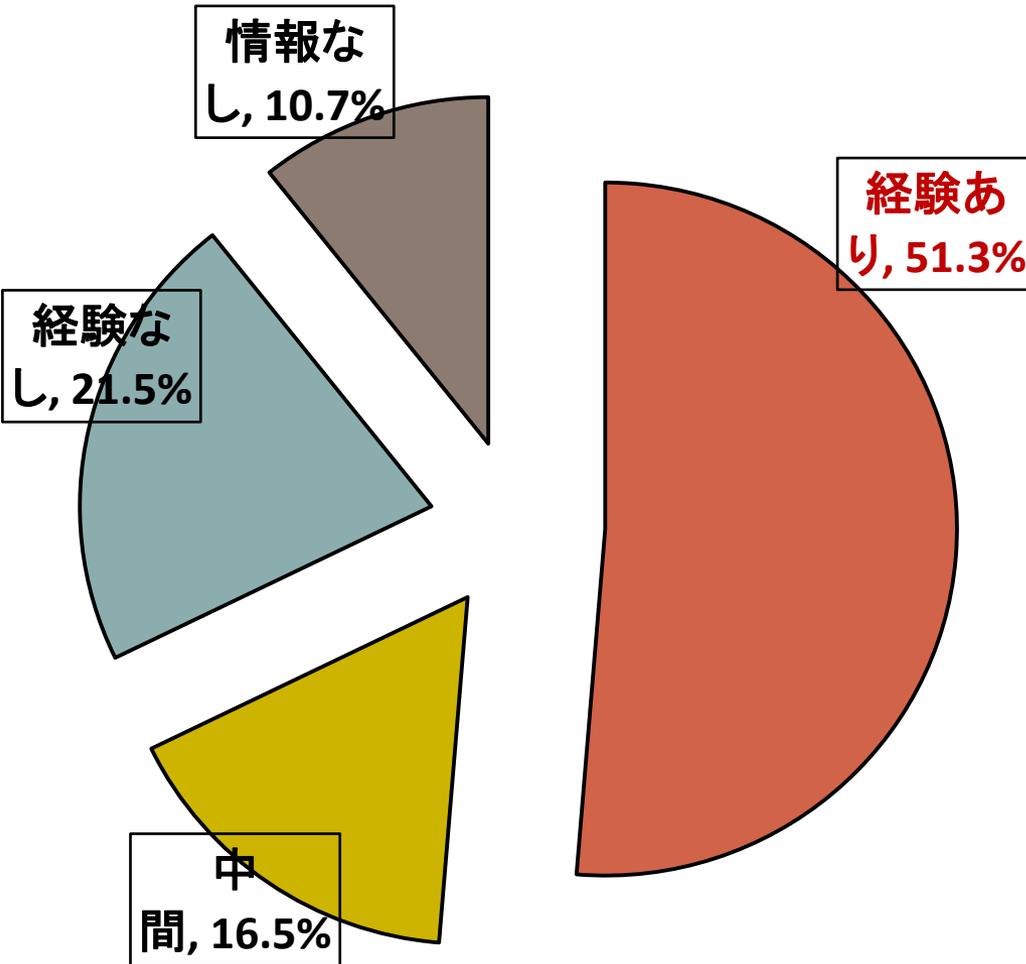
「中1ギャップ」と呼ばれる現象

(平成22年度文科省調査)



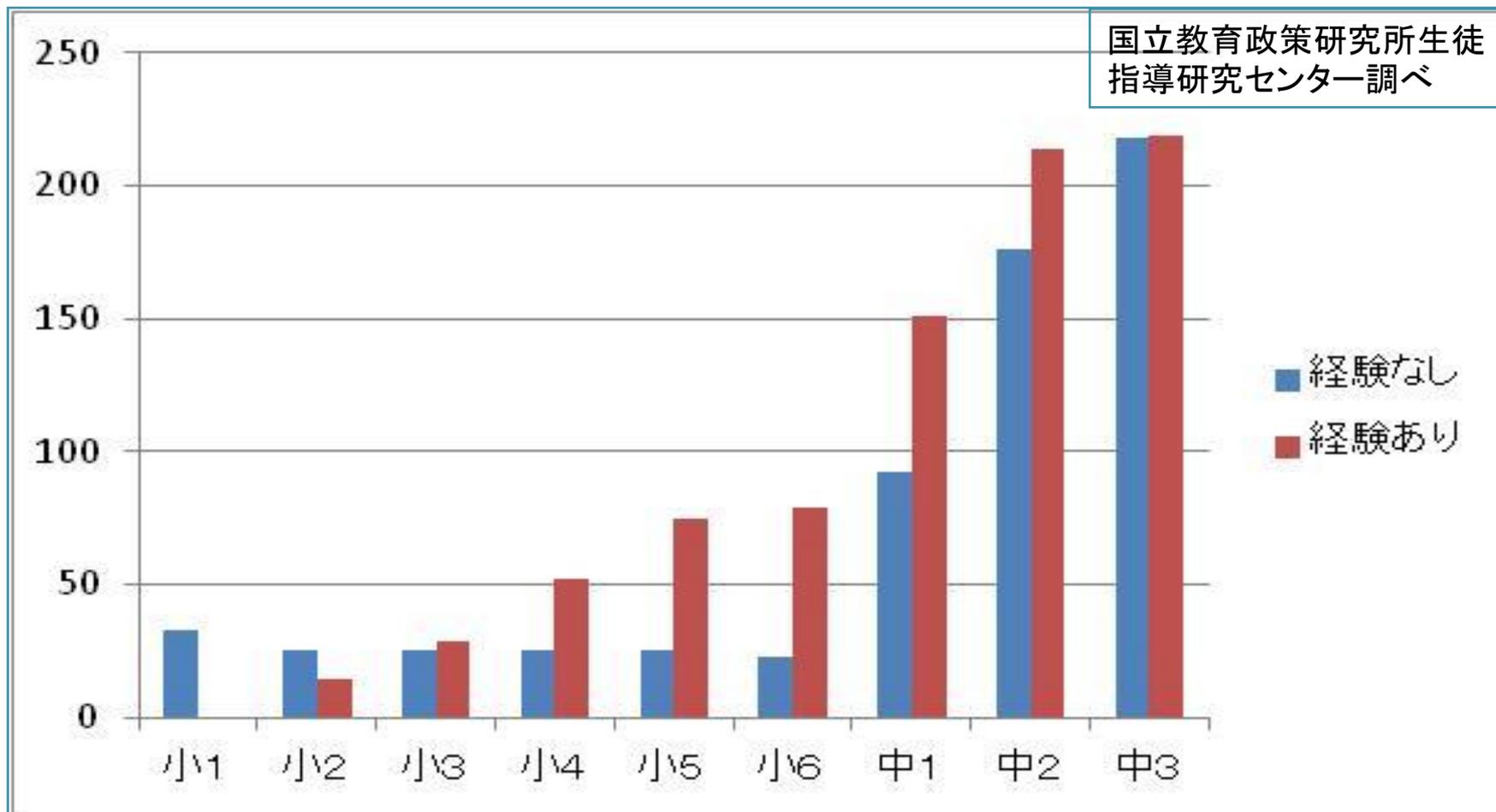
中1「不登校相当」生徒の状況(平成13年度)

国立教育政策研究所
生徒指導研究センター調べ



「不登校相当」: 欠席日数+保健室登校日数+(遅刻早退日数÷2)=30日以上
 「経験あり」: 3年間の間に一度でも「不登校相当」に該当した者 並びに 3年間とも「準不登校」(上記の日数が15日以上30日未満)の者

前年度まで[小学校時]の不登校経験とその後



前年度まで[小学校時]の通算30日以上を経験(欠席相当の頻繁な遅刻・早退を含む)の有無別不登校相当数(平成21年度の各学年分)

不登校調査から見えてきたこと

① 小学校段階からの生徒指導とリスクを抱えた子どもへの教育相談体制や支援体制の重要性とその整備充実

② 小・中学校が連携し、生徒指導を徹底することで生徒指導の充実を図っていく必要がある

発達段階に応じた一貫した対応（公共の精神、役割意識、規範意識etc.）

③ 予防的な生徒指導や成長を促す生徒指導が大切

Ⅲ 日本社会の今日的課題に応えうる

新しい教育の視点と枠組み

～ 「公」を基軸とした教育の展開に向けて ～

① 自立性と自律性の涵養

- ・「公」が衰退 → 「私」を軸とする価値観の画一化が浸透
価値観の多様化ではなく、その場の雰囲気やまなざしを超えた
価値観・規範意識の弱まりが背景
個の自己実現とともに「公」を基軸とした社会や集団づくりが必要

【参考】学校教育法・第二条の第一

学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協働の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

- ・ **自己肯定感・自己有用感**

かけがえのない人間であることの自覚/自尊感情 → 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが、社会の一員として、様々な場面で、具体的な態度や行動に現れる力を育成すること

日本社会のアスピレーション(業績達成水準)の設定の特徴
(「減点社会」/「加点社会」と自己否定感)

加点社会への発想の転換と「ほめること」の見直し

② 社会や集団の構成員としての意識の涵養 ～市民性意識(シティズンシップ)の醸成～

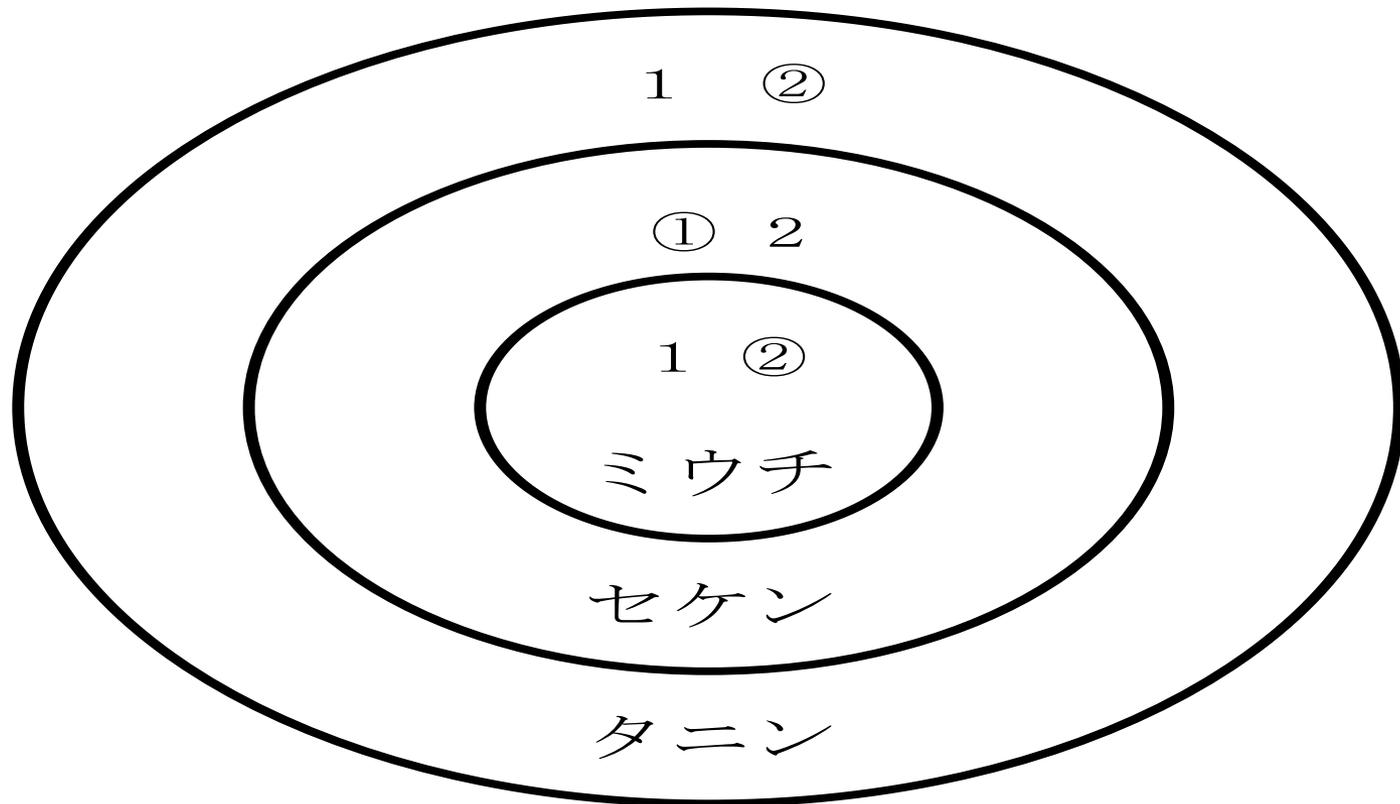
シティズンシップ教育の目標

公共善の実現を目指して社会を担う主体の育成

一人一人が社会の一員として参画しながら
どのように自己実現を図り、生きやすい生活を送るか、
社会や人々が抱えるさまざまな課題にどう向き合い、
協力し合って、より暮らしやすく活力のある社会づくりに
取り組めるかを問うもの

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる
人格を育成するとともに、それが、
社会や集団の一員として、様々な場面で、具体的な態度や行動に
現れる力を育成すること

震災を契機として日本社会に現れつつある 「公」を基軸とした関係性の拡がり



- 1 他者性への配慮
- 2 欲求・衝動の行為化

市民性意識の育成の視点に立った学校づくり(例)

教科指導、生徒指導、学級経営等を通じ 学校全体が一体的かつ包括的に取り組むことが大切

- **学習活動づくり**

教育課程の編成に当たっては、個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業、互いの良さや可能性を発揮し、輝くことができるような取り組み

- **人間関係づくり**

受容的・共感的・支持的な人間関係を育成し、互いの良さや違いを尊重し、互いの可能性を認め合える仲間づくり

- **環境づくり**

安心して楽しく過ごせる学校・教室と学校社会へのソーシャル・ボンドの構築
家庭・地域との協働体制の構築

③ 規範意識の醸成

【参考資料】

- **規範とは** [当為の表現:「～すべきこと」「のぞましいこと」]
行動や判断の基準となるべき原則
集団の成員が同調を要求される行動の基準
集団や社会の規律を維持するためのもの
- **規範の種類**
法規範・・・公法・校則・きまり
価値・倫理・道徳・・・価値観・倫理観(生命尊重・人倫)
伝統的教訓・校是・校訓
慣習・しきたり(あいさつ・言葉づかいなど)
習慣・・・生活習慣・学習習慣
流行
- **規範意識とは** [妥当性の信念:「もつともだ」という意識]
ある規範の意味を認めてそれに同調しようとする内面化された意識や
ある対象について価値判断を下す際の前提となっている価値を価値として認める意識

規範意識

- 規範意識は、
「最低限の規範意識」(人間として生きる上で、してはならないこと)から
「高い規範意識」(人間としていかに生きるか、いかに在るか)に至る
同心円の構造として捉える必要がある
 - ・人の命を殺めない、いじめない、嘘をつかない、法律やきまりを守る
 - ・マナーを大切にし、礼儀正しくする、お互いに気持ちよく
 - ・役割と責任を果たす、公德心・公共心と社会参画、公正・公平さを保つ
 - ・モラルを確立する、誠実に生きる、自尊・自立の心をもつ、自律的に生きる
- 規範意識の育成は
「身に付けさせる側面」と
「育みたい側面」がある
生活習慣の育成指導、規律指導から価値・倫理教育までかかわっている

規範過程

- 規範意識の育成・・・同調・逸脱行動への社会的な反作用による
 - 社会的な反作用には「ポジティブな反作用」と「ネガティブな反作用」がある
 - 集団や社会の規範や秩序の維持は「内からの声」(内面化された規範)と「外からの声」(集団の成員による反作用)による
- 衝動・欲求 → 【規範】 → 行動（促進 or 抑止）

IV 児童生徒の社会的な反作用 (自浄作用)による歯止め

～いじめ問題を手がかりとして～

世界の研究者のいじめの捉え方に 共通する基本要素

力関係のアンバランス(非対称性)と

その乱用

問題の根の広がり

児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、
ドメスティック・バイオレンス、アカデミック・ハラスメント等に共通

いじめ問題をめぐる教育の目標は市民性の育成

日常生活の
仕組/行動

(力関係の乱用)

被害性

法に融れる行為

私的責任領域

子どもたち自身による
インフォーマルなコントロール領域

公的責任領域

大人や警察・学校などの
フォーマルなコントロール領域

子どもたち自身で、自分たちの集団が
抱える問題を解決する能力や問題を
抱えた仲間への支援の欠如や弱まり

自殺・不登校、成長・発達への
悪影響などの深刻な被害

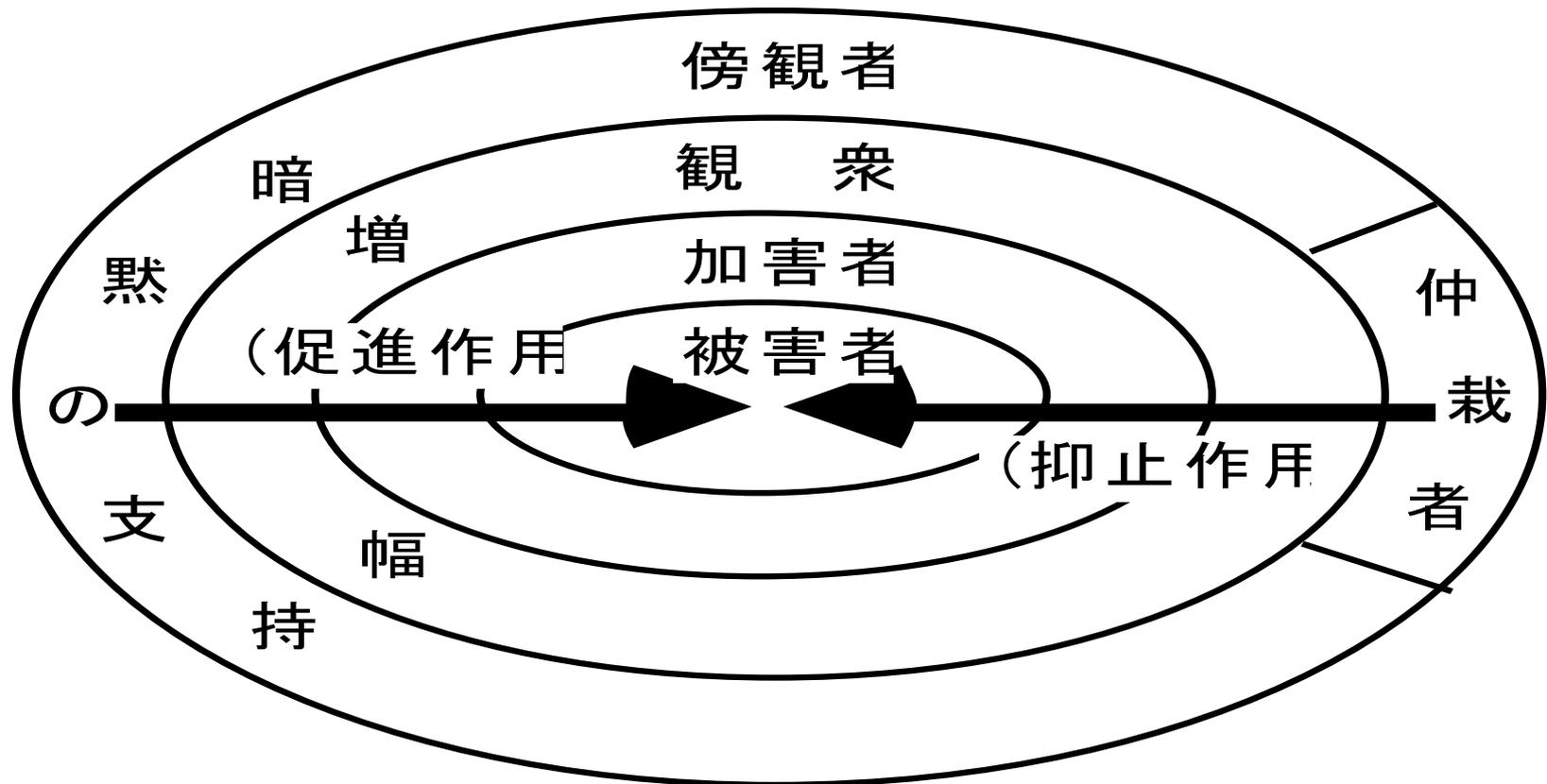
(緊急避難としての危機介入)

いじめ問題の現れ方と社会的対応の原理

いじめ対応にあたっての基本的な視点

児童生徒の自浄作用の形成

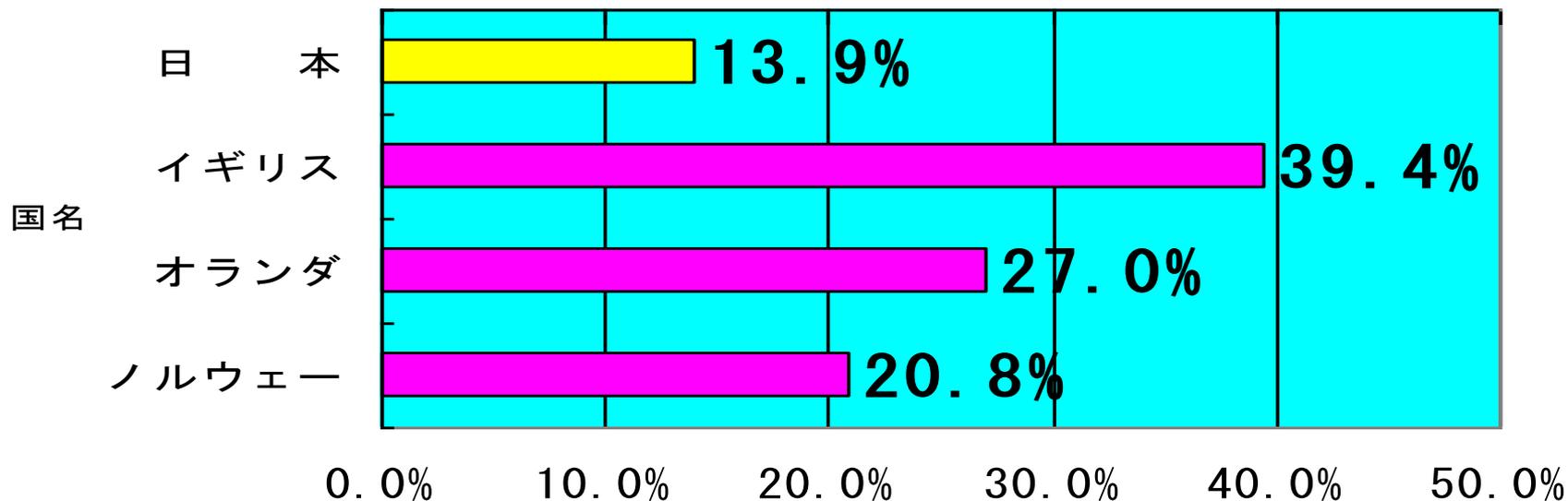
【参考資料】 いじめの四層構造モデル(森田 1985)



社会や集団の秩序の維持は集団内の逸脱への**反作用**の如何による

国際的な視点から見た日本のいじめの特徴

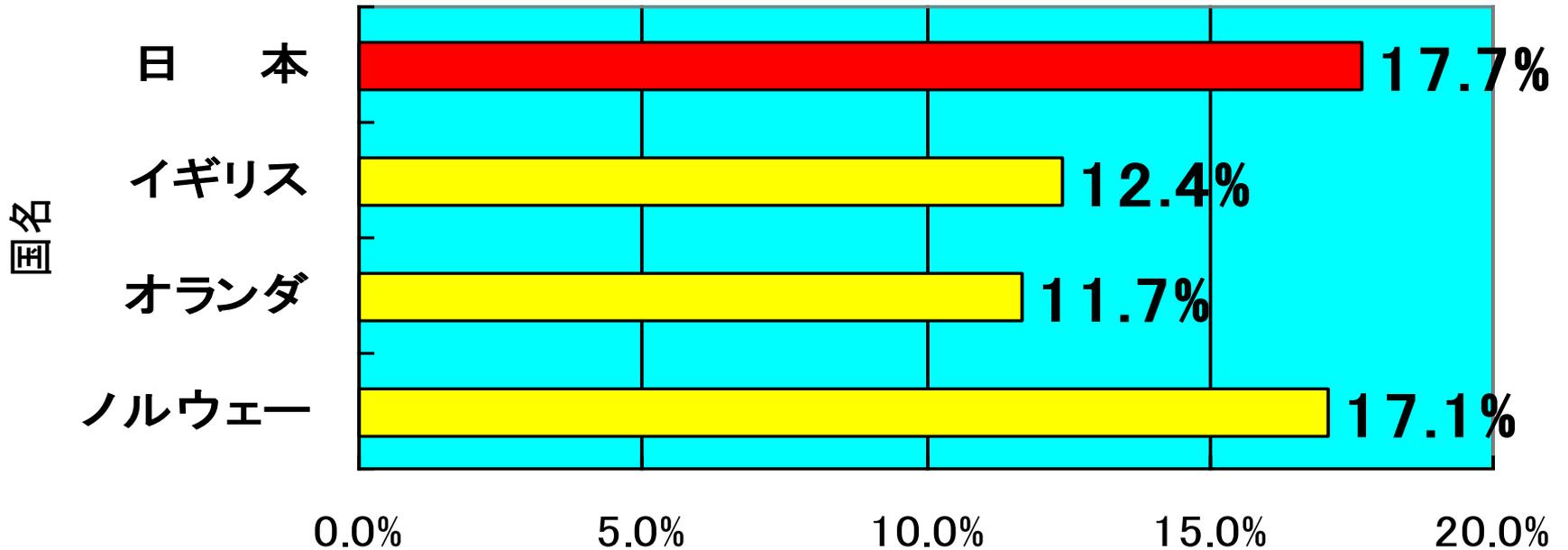
図 I 各国の被害経験率



- 日本(1996年2学期, 全国の公立小5~中3, 6,906人)
- 海外(1997年1月~4月、英・2,308人, 蘭・1,993人, ノルウェー5,171人)

各国の「進行性いじめ」の経験率

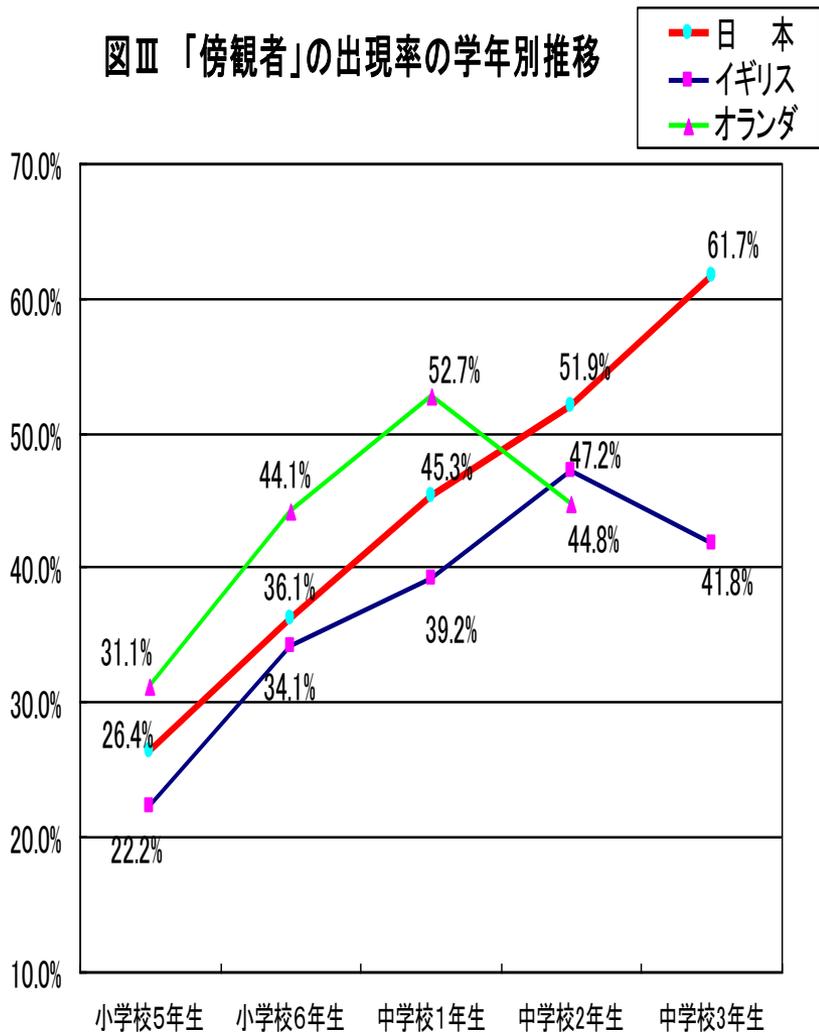
図Ⅱ 高頻度・長期被害経験者の比率



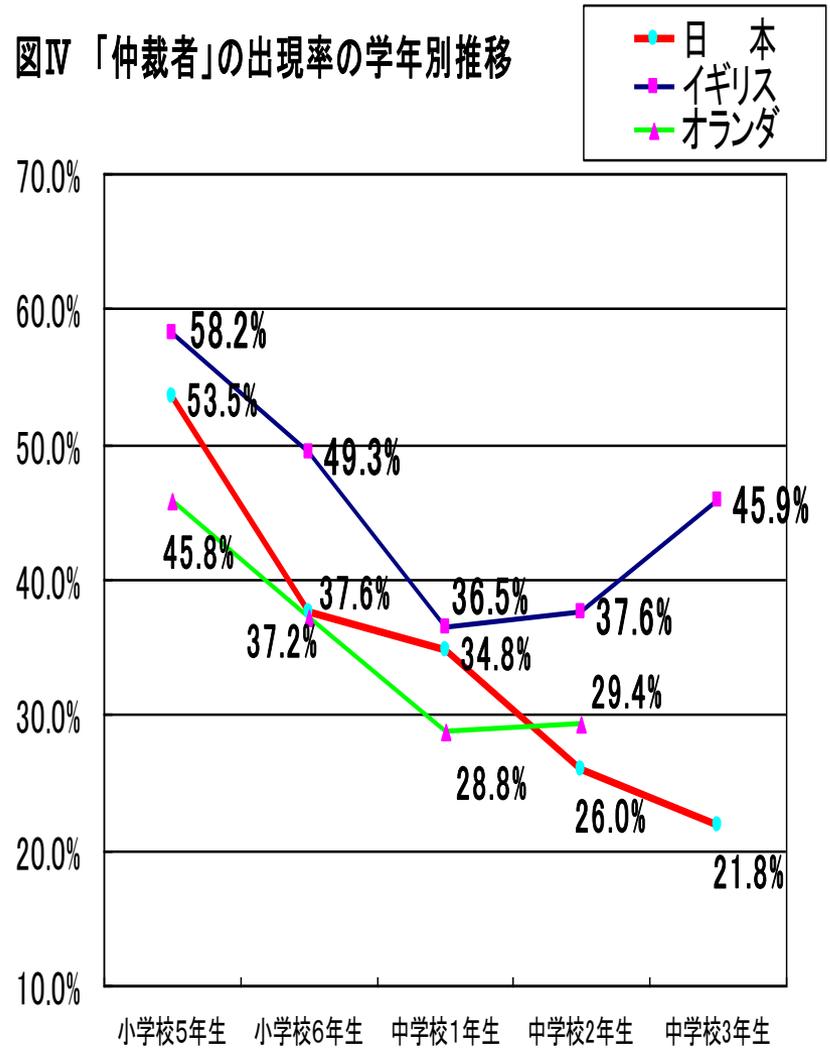
- 「高頻度」とは、一週間に少なくとも一回以上いじめの被害に遭う場合
- 「長期」とは、いじめの被害が一学期以上にわたって継続するもの

いじめの場の力学の学年別推移

図Ⅲ 「傍観者」の出現率の学年別推移



図Ⅳ 「仲裁者」の出現率の学年別推移



いじめの国際調査に現れた日本の子どもたちの教育課題

- 集団や社会のすべての人々の安全・安心と幸福に関わる問題や課題として認識し取り組む姿勢が弱い

安心して通える楽しい学校の間づくり
自己保身(私益)→公益・公共性へ

- 構成員であることの自覚と責任・義務の観念の育成

まず何よりも、自らが家族の一員であり、社会や国家の一員であるという自覚の形成が重要

学校・家族・国家・社会との関係性が築かれていることを**実感**することができなければ、社会のルールとしての法や道徳や習慣などを尊重し、これを遵守しようとする意識が形成されない

→実感の醸成：社会的なつながりの糸(ソーシャル・ボンド)の形成

V 社会・組織・集団・他者との

「つながり (ソーシャル・ボンド)」とは

ソーシャル・ボンドとは

- 人と人、人と集団、集団と集団とを結びつける「**社会的なつながりの糸**」(social bonds)に着目。
その弛緩、切断によって問題が発生するという理論モデル
- 「斥力」ではなく「**引力**」に着目する理論
- 現代社会の「つながり」は
 - ①従来のように集団が個人に働きかけ全体化する力よりも
 - ②個人から社会的な場や他者へ投げかける「**意味づけ**」
の糸の束 が重要な意味を持つ

仕事のしがい、生活のそれぞれの場で生きていることや存在していることの証し、生きがい、他者からの評価や期待等が意味を持つ社会

【参考資料】

不登校の捉え方

- **義務教育課程における長期欠席という教育行政概念**
(→ 多様な原因と様態が含まれる)
- **原因は多様であるが、集団や社会、対人関係とのつながりが**
ミスマッチ状態という状況は共通
(→ ソーシャル・ボンドの強弱や切断が基盤にある)
- **対応の基本は「意味のあるつながりの糸の束」の形成**
(不登校とは、学校が意味のある糸をどれだけ提供できている
かどうかが問われている問題)
(家庭にもあてはまること)
- **それは人・集団・社会の間に「ソーシャル・ボンド」を形成していくこと**

ソーシャル・ボンドの構成要素

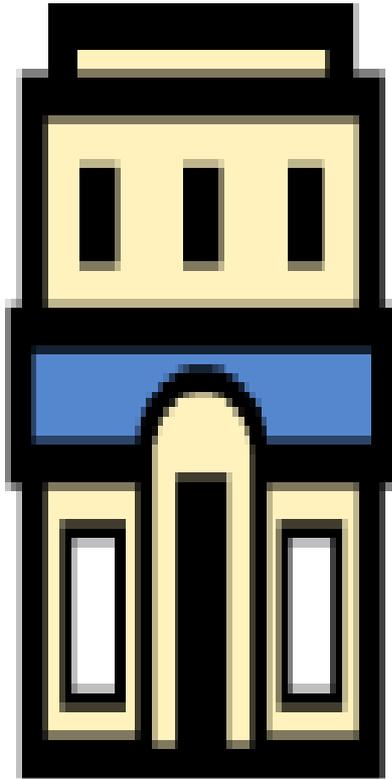
A アタッチメント(愛着)

- 対人関係への情動的な絆
- 信頼できる人間関係
- 集団や制度への情動的な絆と帰属感
- 成員間の連帯感

B コミットメント

- **ニーズの実現可能性**
- 集団や社会の一員としての**社会的な役割(権利と義務の体系)**を果たすこと → 集団や社会からの期待に応えること
- 集団の役割と活動を通じた**成就感・達成感と所属意識と社会的有用感の形成**
- **知識・理解だけでなく実践的な行動力の育成が鍵**
- 「**柔らかな行為責任**」の育成の場としての**ソーシャルサービスとボランティア活動**

「柔らかな行為責任」



共同体の一員
としての義務的役割



ボランティア

社会の一員としての社会的な責任を果たすべく
個人の特性に合わせて提供する活動



ソーシャル・サービス

共同の公的な空間・施設・サービス等の便益を
受ける者としての責任を果たすべき活動

果たさなくとも制裁はない

「する」「しない」は各人の選択

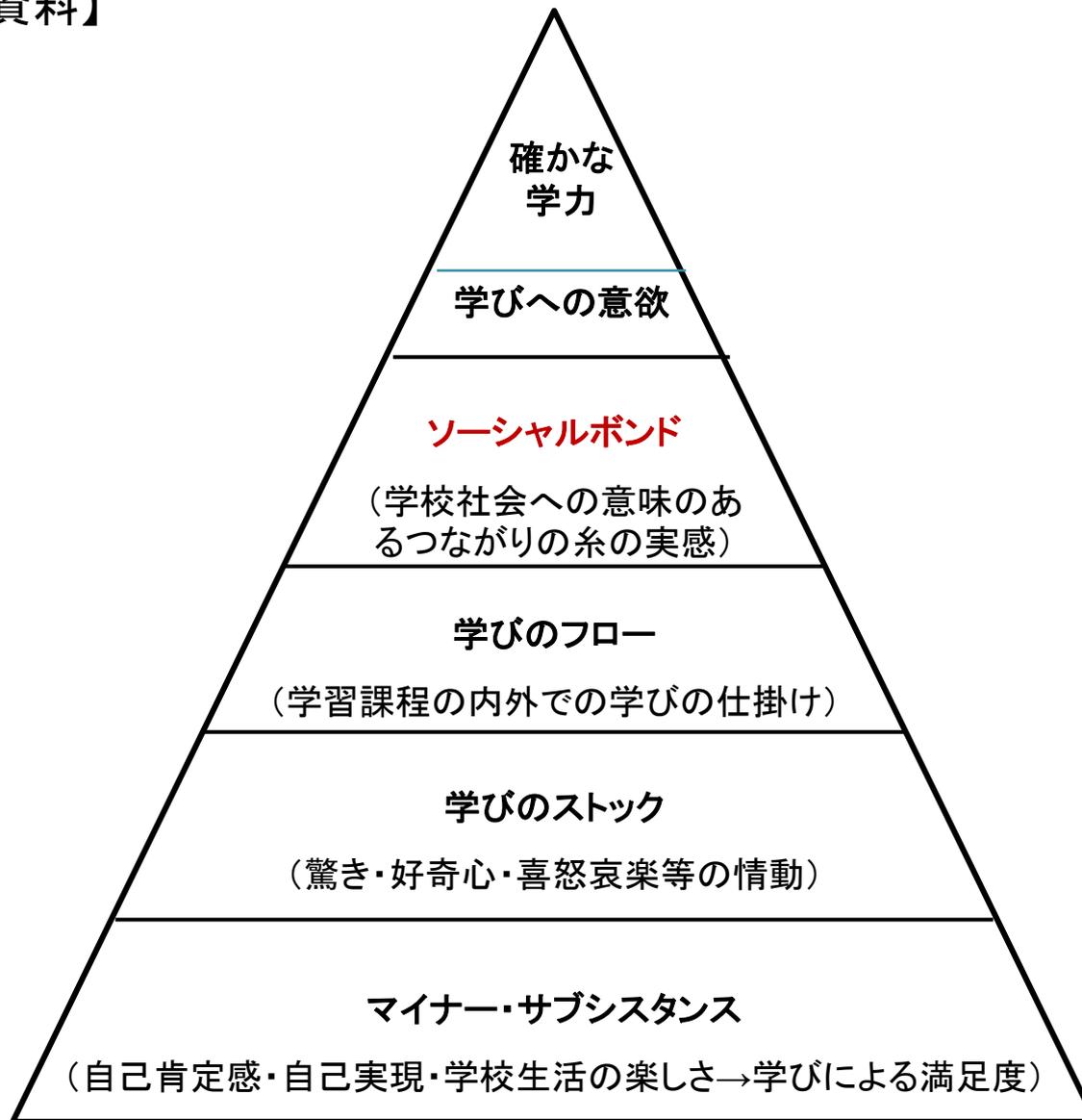


割り当てられた役割や仕事

C インボルブメント(巻き込み)

- 驚き、好奇心、新たな発見(自己についての新たな発見も含む)、喜び、感動、充足感、義憤、悔しさなど「**学び**」の「**ストック**」となるものを学習過程の内外での「**学び**」のさまざまな仕掛けという「**フロー**」を通じて**醸成**
- **顕在的な活動空間**への巻き込み
【教科等】【特別活動】【総合的な学習の時間】【学級会、児童・生徒会等の活動】あるいは【さまざまな体験活動】等への巻き込み
- **潜在的な機能を果たす離脱空間**への巻き込み

【参考資料】



「ソーシャル・ボンド」と「確かな学力」の育成

D ビリーフ(規範の妥当性に関する信念)

【再掲】

- 広い意味での「規範意識」の涵養
 - 市民性意識の醸成

VI 生徒指導の究極の目標は 「社会的なリテラシー」の涵養

『生徒指導提要』第8章第4節

<社会的なリテラシーの育成>

人格の完成と社会の形成者としての資質・能力の涵養

確かな学力

学びに向き合う力

知識

豊かな心・健やかな体

様々な
リテラシー

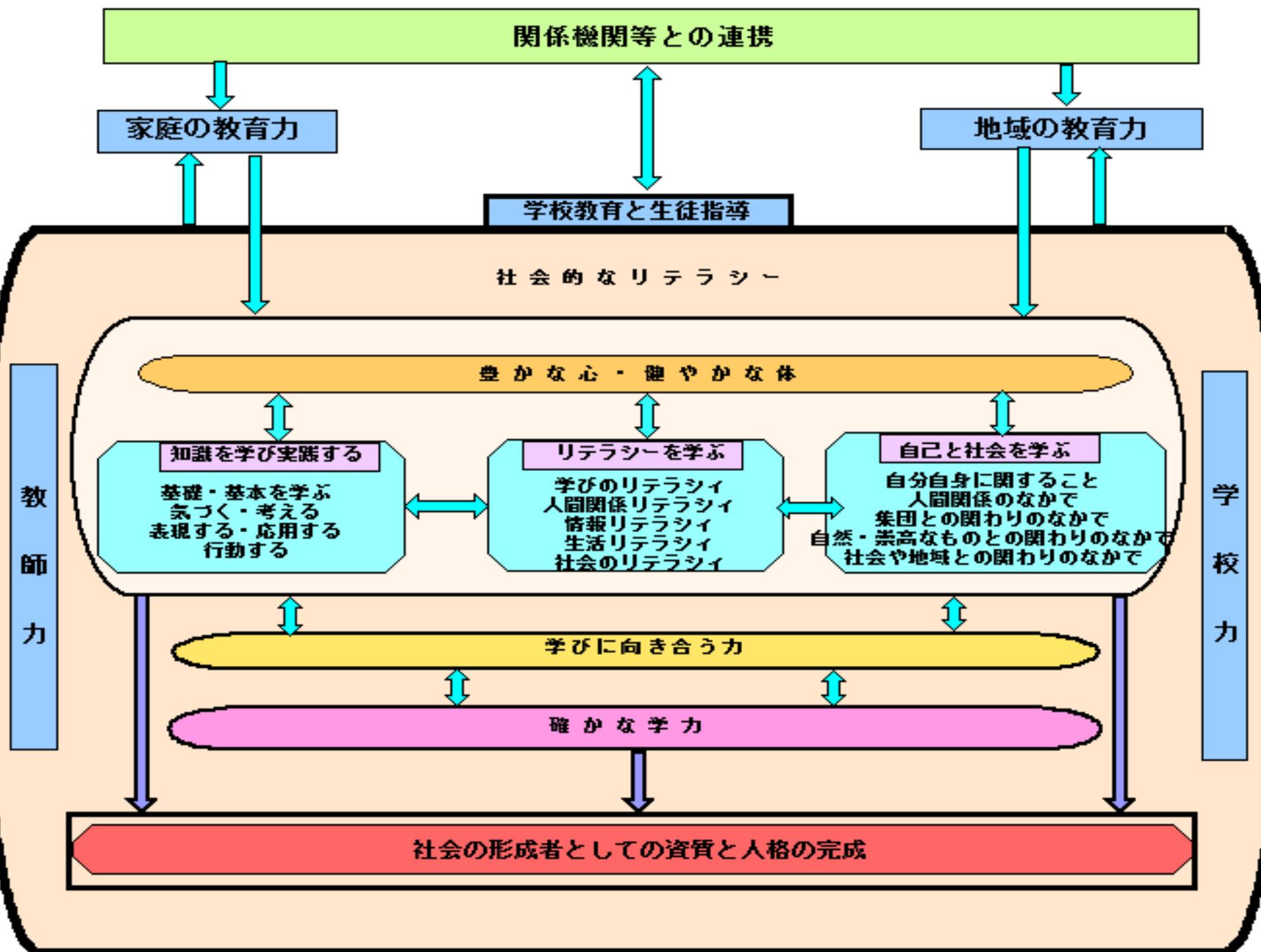
自己と社会
の学び

学校

家庭

地域

関係機関



関係機関等との連携

家庭の教育力

地域の教育力

学校教育と生徒指導

社会的なリテラシー

豊かな心・健やかな体

知識を学び実践する

基礎・基本を学ぶ
気づく・考える
表現する・応用する
行動する

リテラシーを学ぶ

学びのリテラシー
人間関係リテラシー
情報リテラシー
生活リテラシー
社会のリテラシー

自己と社会を学ぶ

自分自身に関すること
人間関係のなかで
集団との関わりのなかで
自然・崇高なものとの関わりのなかで
社会や地域との関わりのなかで

教師力

学校力

学びに向き合う力

確かな学力

社会の形成者としての資質と人格の完成

引用参考文献

- 文部科学省 『生徒指導に関する教員研修の在り方について(報告書)』
2011年
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『生徒指導の役割連携の
推進に向けて』(小学校編)2011年
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『中1不登校生徒調査—不登
校の未然防止に取り組むためには—』2003年
- 国立教育政策研究所『諸外国の教育課程(2) — 教育課程の基準及び各
教科の目標・内容構成等』2007年
- 森田洋司 『いじめとは何か—学校の問題・社会の問題』
(中公新書2066) 中央公論新社 2010年
- 森田洋司 「学校生活の充実を目指す生徒指導提要—生徒指導と社会的
なりテラシーの育成—」 文部科学省編『文部科学時報』 2010年9月 (
No.1616)
- 森田洋司監修『いじめの国際比較研究—日本・イギリス・オランダ・ノルウ
エーの調査分析』 金子書房 2006年